明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（経済産業四三）　一
〔告　示〕
○入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針の一部を改正する告示（経済産業一一五）　三
○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第十五条の六第一項に規定する積立対象区分等を指定する件の一部を改正する告示（同一一六）　四
〔公　告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払い関係　五
裁判所
破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
国立研究開発法人情報通信研究機構
令和四事業年度財務諸表関係　七
地方公共団体
行旅死亡人関係　八
会社その他
会社決算公告　八

省令

○経済産業省令第四十三号

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月十三日

経済産業大臣　西村　康稔

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（入札に参加しようとする者の再生可能エネルギー発電事業計画）	（入札に参加しようとする者の再生可能エネルギー発電事業計画）
第四条　次条第一項、第二項第一号から第四号まで、第六号、第七号及び第八号から第十号まで、第三項並びに第四項の規定は、法第六条の規定に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の提出について準用する。この場合において、第四条の二第一項中「第九条第一項の規定に基づく認定の申請」とあるのは、「第六条の規定に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の提出」と、「様式第一による申請書（当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上五十キロワット未満のものである場合にあっては、様式第一の二による申請書、その出力が十キロワット未満のものである場合にあっては、様式第二による申請書）」とあるのは、「様式第一による提出書」と、「様式第二の二による申請書」とあるのは「様式第一の二による提出書」と、同条第二項中「申請書」とあるのは「提出書」と、同項第一号から第四号まで及び第六号の規定中「認定の申請」とあるのは「提	**第四条**　次条第一項、第二項第一号から第四号まで及び第六号から第十号まで、第三項並びに第四項の規定は、法第六条の規定に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の提出について準用する。この場合において、第四条の二第一項中「第九条第一項の規定に基づく認定の申請」とあるのは、「第六条の規定に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の提出」と、「様式第一による申請書（当該認定の申請）」とあるのは、「様式第一による提出書」と、「様式第二の二による申請書」とあるのは「様式第一の二による提出書（当該提出）」と、「様式第二の二による申請書」とあるのは「様式第二の二による提出書」と、同条第二項中「申請書」とあるのは「提出書」と、同項第一号中「認定の申請」とあるのは「提出」と、同項第二号から第四号まで及び第六号から第十一号までの規定中「認定の申請」とあるのは「提出」と、同条第三項中「申請書」とあるのは「提出書」と、「認定の申請」とあるのは「提出」と、同条第四項中「認定」とあるのは「法第七条第一項の通知」と読み替えるものとする。